

日本でバスの運行が始まったのは、いつ頃かご存 知ですか。諸説ありますが、1903年(明治36年)に京都 市で蒸気自動車を改良した乗合自動車の運行が初め てとされています。ちなみに、土浦でバスの運行が 始まったのは、1913年(大正2年)の土浦・筑波間です。

今回は、今年の2月から3月上旬に実施したバスモ **ニター制度についてご紹介します。**

間 都市計画課(☎826-1111 内線2382)

市内で運行されている路線バス(関鉄グループ、 JRバス、まちづくり活性化バスキララちゃん)の サービス・快適性の向上を図るため、2月から3月 上旬にかけて、市民モニターに一定期間内に複数の 路線バスに乗車してもらい、乗り心地、車両の管理 状況、乗務員の応対などを利用者の視点から評価し てもらいました。

市民モニターからは、「アナウンスが丁寧」、「あい さつがきちんとしている」など、よかったという意 見の反面、「車内清掃が不十分」、「あいさつがない」 など、厳しい意見もありました。

特に「あいさつ」に関する意見が多く、運転手の ちょっとした一言や心配りで、そのバスに対する評 価が大きく変わってくることがわかりました。

今回の評価結果については、土浦市地域公共活性 化協議会で取りまとめ、路線バス事業者に報告をし ました。

市内の路線バス利用者は減少しています。今回の



評価結果で、バスの サービス・快適性の 向上が図られ、利用 者の増加や地域公共 交通の活性化に結び つくことが期待され ます。

あなたの住まいの 防犯診断受付中!

空き巣などの犯罪者に狙われにくい住宅にするた め、ご希望に応じて住まいの構造や施錠、防犯設備 の状況など防犯上の問題点を診断し、アドバイスを 行います。

申問 牛活安全課(☎826-1111 内線2490)



- 市職員2~3人で訪問 し、診断します。
- ・住宅内には入らず、建 物の外から敷地や鍵の 状態などを確認します。
- 診断時間は30分程度で

す。 診断日/月~金曜日 (祝日を除く) 午前10時~午後3時 診断料/無料 申込方法/電話で

被災住宅に対して 見舞金などを支給します

居住する住宅が、東日本大震災で被害を受け、り 災証明書により「全壊」または「大規模半壊」と判定さ れた世帯には、被災者生活再建支援金、日本赤十字 社土浦市地区災害見舞金が支給されます。

また、「半壊」の被害に遭われた世帯には、土浦市、 茨城県、日本赤十字社土浦市地区からそれぞれ見舞 金が支給されます。

申問 社会福祉課(☎826-1111 内線2430)

見舞金の額/

- ★ 土浦市災害見舞金…3万円(住家の半壊)
- ※ 茨城県災害見舞金…3万円(住家の半壊)
- 参日本赤十字社災害見舞金…2万円(住家の全壊) 1万円(住家の半壊)

※土浦市災害見舞金、茨城県災害見舞金については、 全壊または大規模半壊の住宅は対象になりません。

申請に必要なもの/

り災証明書、はんこ、世帯 主本人名義の預金通帳

○被災者生活再建支援金に ついてはお問い合わせく ださい。

